

農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業 ～地域で支え合うむらづくりの推進～

【令和7年度予算額 7,389（8,389）百万円の内数】
（令和6年度補正予算額 1,325百万円の内数）

<対策のポイント>

中山間地域等において、複数集落の機能を補完する農村RMOの形成を推進するため、むらづくり協議会等が行う実証事業やデジタル技術の導入・定着を推進する取組のほか、協議会の伴走者となる中間支援組織の育成や全国プラットフォームの整備等を支援します。

<農村型地域運営組織について>



<事業目標>

農用地保全に取り組む地域運営組織（100地区［令和8年度まで］）

<事業の内容>

1. 農村RMOモデル形成支援

① 一般型

むらづくり協議会等による地域の話合いを通じた農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る将来ビジョン策定、ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援します。

【事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限3,000万円（1,000万円（年基準額）×事業年数））】※地域計画連携タイプは年基準額1,200万円

② 活動着手支援型

農村RMOの裾野を広げるため、遊休農地活用の開始や高齢者支援への着手など、農村RMOの形成につなげる取組を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額（上限200万円）】

2. 農村RMO形成伴走支援

農村RMO形成を効率的に進めるため、中間支援組織の育成等を通じた都道府県単位における伴走支援体制の構築や、各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行う全国プラットフォームの整備を支援します。

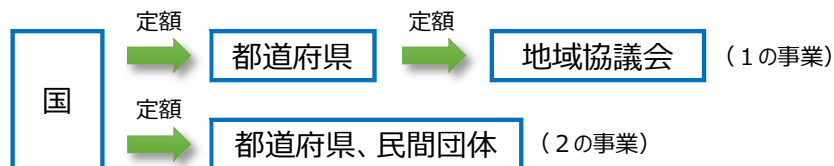
農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織

※対象地域：8法指定地域等

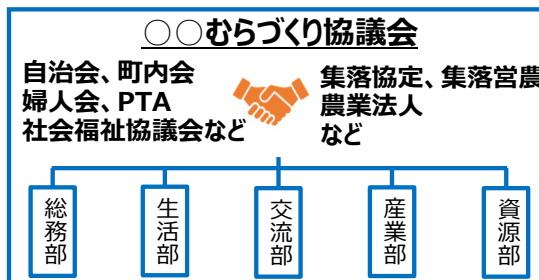
※下線部は拡充事項

<事業の流れ>

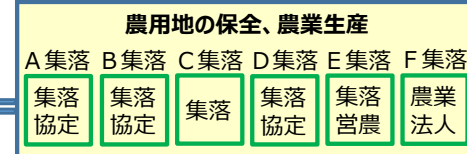


<事業イメージ>

農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ



- 複数の集落による集落協定等と自治会など多様な地域の関係者が連携して協議会を設立
- 地域の話合いにより、農用地の保全、地域資源の活用、生活支援に係る将来ビジョンを策定し各事業を実施



農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

農村RMOモデル形成支援「一般型」



農村RMOモデル形成支援「活動着手支援型」



農村RMO形成伴走支援

【都道府県単位の支援】



中間支援組織による人材育成研修

【全国単位の支援】



農村RMO研究会による情報・知見の蓄積・共有、研修等の支援

農山漁村振興交付金のうち
中山間地農業推進対策（農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業）
農村RMOモデル形成支援「一般型」「活動着手支援型」

農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）
複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織。

事業要件等

事業内容：中山間地域等では、高齢化・人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、地域資源（農地・水路等）の保全や生活環境（買い物・子育て等）など、集落維持に必要な取組を行う機能が弱体化しているため、地域コミュニティの維持に資する活動を行う農村RMOの形成を推進

対象地域：過疎、特定農山村、振興山村、離島、半島、沖縄、奄美、小笠原、特別豪雪地帯、指定棚田、旧急傾斜法の指定地域、農林統計上の中山間地域

実施主体：複数集落※を含む地域協議会
※ 集落の単位は、農林業センサスの農業集落

交付率（上限） **一般型：**定額（1,000万円※（年基準額）×事業年数）
活動着手支援型：定額（200万円（年基準額））
※ 地域計画連携タイプは年基準額1,200万円

実施期間 **一般型：**最大3年間
活動着手支援型：1年間

交付対象経費

旅費（調査等旅費、委員等旅費）、諸謝金、委託費、事務費（通信運搬費、報酬・給与等）、※土地基盤・機械・施設等整備費（実証ほ場の整備等の簡易なハード整備を含む）

※土地基盤・機械・施設等整備費については、事業への位置づけや必要性のほか、実証に必要な最小限の範囲となっているか等について、個別具体的内容で確認

事業の流れ

国 → 定額 → 都道府県 ※1 → 定額 → 複数集落を含む地域協議会 ※2

※1 都道府県議会承認が必要
なため、事業実施主体は
早めの相談に留意

地域住民団体、農業協同組合、土地改良区、社会福祉協議会、NPO、その他

※2 市町村も、協議会の構成員に含めることが可能。市町村を構成員に含めない場合は、事業事業実施計画について、実施区域の在する市町村長の承認を得ること

取組内容

一般型：むらづくり協議会等による地域の話合いを通じた農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る将来ビジョン策定、ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業等の取組、デジタル技術の導入・定着（必須ではない）を推進。

将来ビジョンの作成（地域の話合いにより共通認識を醸成）
※ 将来ビジョンは、事業初年度に策定する。なお、既に同様なものが策定されている場合は、それを活用することも可

【集落点検で現状を確認】 【アンケートで意向を把握】 【ワークショップで合意形成】

農用地保全に関する取組（持続的な農用地の保全）

農用地保全
【棚田の保全や景観保全】
【遊休農地の解消】
【スマート農業導入を検討】

地域資源活用に関する取組（農産物を含む地域資源の活用）

地域資源活用
【直売所等での販売】
【特産品の試作】
【インターネットを活用した販路拡大】

生活支援に関する取組（農村地域における生活支援）※
※ 生活支援の実証に取り組む場合は、事業実施主体が農用地保全や地域資源活用の取組を行っていること

生活支援
【集出荷と併せた買い物支援】
【貨客混載（農作物）】
【テレビ画面で買い物支援】

活動着手支援型：農村RMOの裾野を広げるため、遊休農地活用の開始や高齢者支援への着手など、農村RMOの形成につなげる取組を支援。

中山間地域の保全に向けた農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ

- 中山間地域等では、高齢化・人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、地域資源（農地・水路等）の保全や生活環境（買い物・子育て等）など、集落維持に必要な取組を行う機能が弱体化。
- このため、地域コミュニティ機能の維持・強化に向けて、集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と、自治会、社会福祉協議会など多様な地域の関係者が連携して協議会を設立し、農用地保全や生活支援等を実施。

農村型地域運営組織（農村RMO）※1

協議機能 協議会（総会）

（小学校区程度のエリア）

集落協定
集落営農
農業法人
など



自治会・町内会
婦人会・PTA
社会福祉協議会
など

農村RMO形成は、上記のように連携するパターンの他、農に関する組織が生活支援の取組に着手するものや、生活支援の実施組織が農用地保全に着手するものがある

事務局

総務部

生活部

交流部

産業部

資源部

（地域住民の共通認識）
地域の将来ビジョン

実行機能

事業の実施

資源管理

生産補完
農業振興

生活扶助

農用地の保全



地域ぐるみの農地の保全・活用

地域資源の活用



直売所を核とした域内経済循環

生活支援



集荷作業と併せた買い物支援

「農村空間を管理」し、農産物供給、景観、レクリエーション等「地域資源」を活用、さらに交流や居住等「生活」の空間として活用。

※1 農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織。

農村型地域運営組織（農村RMO）は、地域運営組織（RMO）※2の一形態と整理。

農林水産省では、令和4年度に「農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業」を創設し取組を推進。

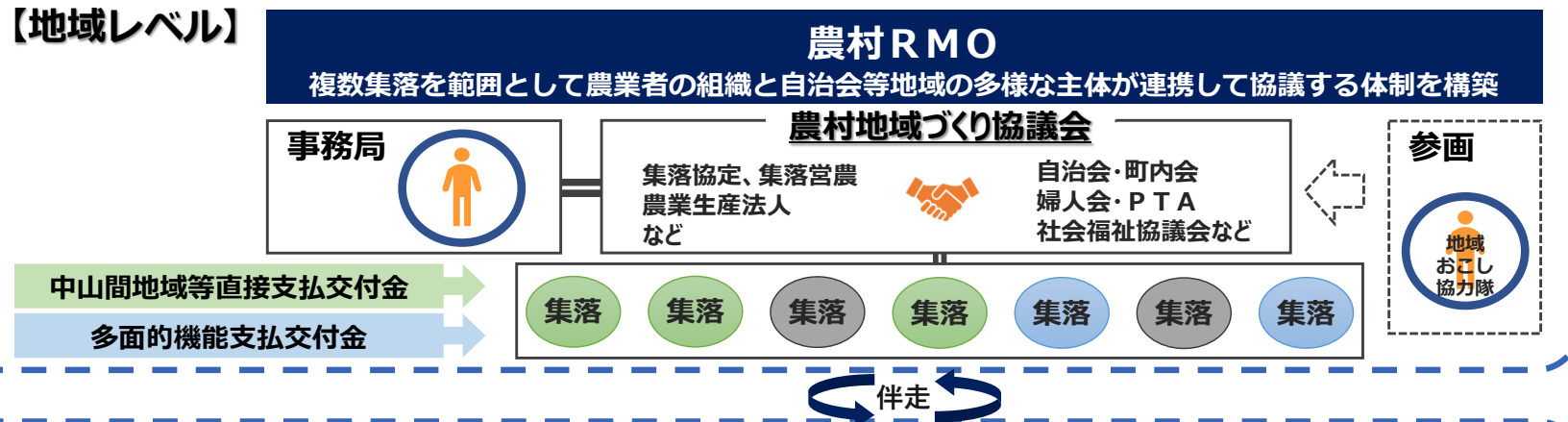
※2 地域運営組織（RMO）

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。【総務省HPより】

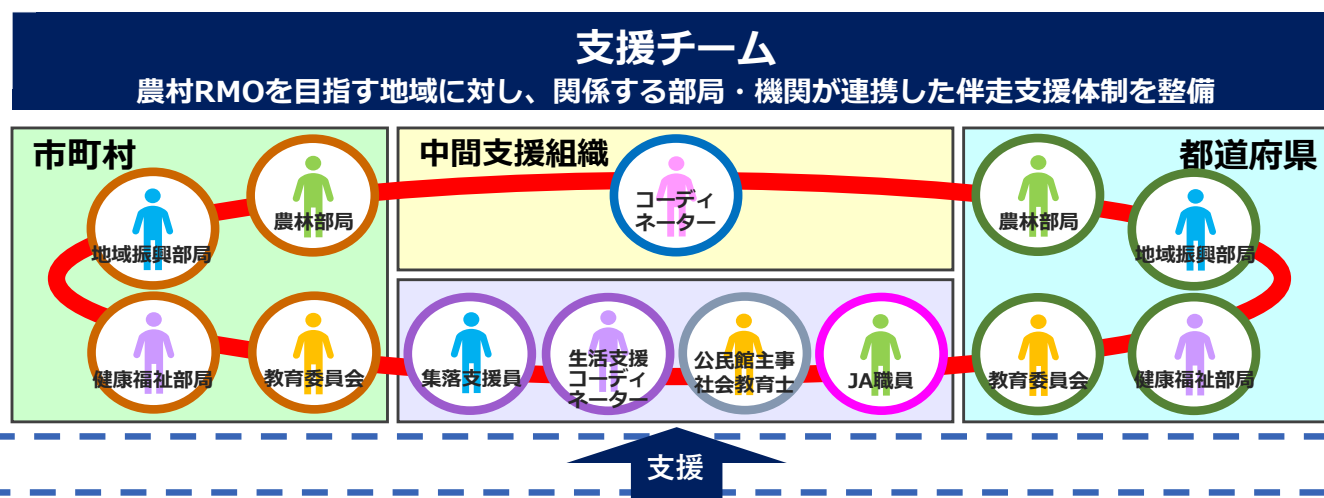
農村RMO形成推進に関する推進体制について

○ 農村RMOを効果的に形成するため、全国・県域・地域レベルの各段階における推進体制の構築等を支援。

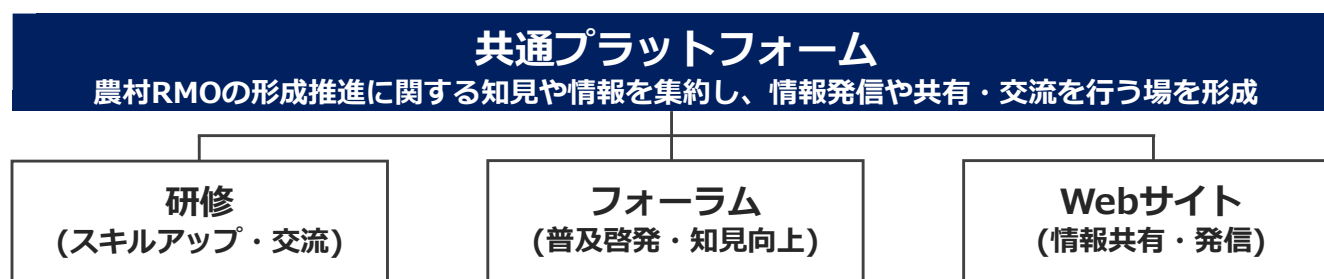
【地域レベル】



【県域レベル】



【全国レベル】



部局横断的な農村RMO支援チームを形成し、農村RMO形成の伴走を実践し、ノウハウを蓄積

当該県におけるモデル的な農村RMOを形成し、横展開

農村RMOの形成推進のためのノウハウを蓄積し、情報発信

農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進に向けた関係府省連携

1. 関係府省所管の各種制度を活用

＜農村RMOとの関わりが想定される制度＞

内閣府	総務省		文部科学省	厚生労働省	国土交通省
● 地域活性化伝道師	● 集落支援員	● 地域活性化起業人	● 社会教育施策 （公民館活動、 社会教育士等）	● 生活支援コーディネーター	● 国土の管理構想 （地域管理構想）
	● 地域おこし協力隊	● 特定地域づくり協同組合		● 介護予防・日常生活 支援総合事業	● 公共ライドシェア （自家用有償旅客運送）
	● 地域プロジェクト マネージャー	● 過疎地域等集落 ネットワーク圏形成 支援事業		● 重層的支援体制整備 事業	
	● 地域力創造 アドバイザー	● 地方交付税措置			

2. 農村RMO形成推進に関する情報共有の場を形成

【関係府省】内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省

【開催実績】令和6年度：農村RMO推進研究会（計2回）、農村RMO中央研修会

令和5年度：農村RMO推進研究会（計2回）、農村RMO中央研修会、農村RMO推進フォーラム（各農政局）

令和4年度：農村RMO推進研究会（計2回）、農村RMO中央研修会、農村RMO推進フォーラム（各農政局）

令和3年度：関係府省連絡会議（計2回）、農村RMO推進シンポジウム



○ 研究会や研修会等において、農村RMOに関する各府省施策の周知を行政担当者や取組を行う地域の人達に対し実施



○ 合同で現地調査を行い、課題の把握・共有等を実施するとともに、農村RMOにおける各府省施策の活用事例や連携のポイントを整理



3. 都道府県・市町村への周知

関係府省それぞれが都道府県・市町村の担当部局に関連施策を情報提供し、各地域において部局間連携による一体的な取組を推進

【内閣府】小さな拠点・地域運営組織／関係人口担当者会議
「デジ活」中山間地域に関する関係府省連絡会議

【文部科学省】中央教育審議会生涯学習分科会

【厚生労働省】重層的支援体制整備事業との連携に関する連名通知(R4.3.1)
社会・援護局関係主管課長会議
社会保障審議会介護保険部会

連携を確認している各府省担当課：内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局、総務省自治行政局地域力創造グループ地域自立応援課（地域振興室、過疎対策室）、文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課、厚生労働省社会・援護局地域福祉課、国土交通省国土政策局総合計画課、国土交通省国土政策局地方振興課